

第3章 史跡山形城跡の本質的価値と構成要素

1 山形城跡の本質的価値

山形城跡が昭和 61 年(1986)に史跡指定を受けた際の説明(44 頁参照)では、「関ヶ原の戦後 57 万石の大名に栄進した最上義光時代到大拡張・整備された」城郭であり「二ノ丸を取り巻く二ノ丸堀や土塁、または四つの城門が残り近世初頭の面影をよくとどめる全国有数規模の近世城郭」である点が評価されました。また、翌昭和 62 年(1987)に追加指定を受けた三ノ丸跡は、「市街化の波により急速に失われてきた山形城三ノ丸」のうち「三ノ丸東南部の土塁及び三ノ丸堀」の保存を図ろうとしました。この指定時の価値とその後の調査研究から、山形城跡の本質的価値を次の 2 点に整理しました。

(1) 最上氏時代の城郭としての価値

- ア 南北朝期の斯波兼頼によって築城されたと伝わる山形城は、その後、近世初頭まで一貫して最上氏の居城でありつづけたこと。
- イ 近世初頭・豊臣政権期の奥羽仕置によって最上義光は豊臣政権下の大名となったことで、公家成大名の格を得た結果、京都の聚楽第城下町に屋敷を拝領するなどして天下人の城郭の影響をうけ、これにより山形城に石垣・礎石建物・金箔瓦が導入され、織豊期城郭に改修されたこと。
- ウ 関ヶ原合戦において徳川方についた最上義光は、石田三成方の上杉軍との戦である慶長出羽合戦において功績があり、徳川政権下で 57 万石を領知し、本丸、二ノ丸、三ノ丸まで拡張された山形城の大規模な縄張りが基本的な骨格となり、今にその規模を伝えること。

(2) 近世前期以降の城郭としての価値

- ア 山形城は近世前期の最上氏改易後も周辺外様大名に対する東国の抑えとして位置付けられ、本丸・二ノ丸は最上氏時代よりもさらに規模を大きく改修され、今にその規模を伝えること。
- イ 鳥居氏の断絶ののちは譜代大名による城主交替が頻繁に行われたにもかかわらず、近世前期に拡張された城郭としての遺構が現在も残されていること。

2 本質的価値に準ずる価値

明治維新後の山形城は、三ノ丸が市街化される一方で本丸・二ノ丸は利活用が進まなかった中で、明治 30 年代に陸軍歩第三十二連隊の兵営地になりました(34 頁参照)。これらは山形城が近代以降も時代に即した利活用のあり方を示すものであることから、本質的価値に準ずる価値として次のように整理しました。

(1) 近代における城跡利用の重層性としての価値

明治 6 年(1873)1 月、存城が決定され陸軍省に引き渡された後、明治 30 年(1897)に本丸と二ノ丸は陸軍歩兵第 32 連隊の兵営地となり、本丸の堀は埋め立てられ改変を加えられたものの、兵営地としての痕跡が遺存し、近代における城跡の変遷を知ることができること。

3 地区区分

本計画の直接の対象範囲は、第1章第4節で整理したとおり国史跡の指定範囲とします。本丸・二ノ丸はすべて史跡ですが三ノ丸は一部のみ史跡指定地で、城郭の地区区分ごとに現状と保存活用の方針が必要で、区分にあたっては、近世前期以降の城郭を基準として5区分とします。

- 本丸：本丸堀土塁跡と堀跡の範囲までとします。
二ノ丸：本丸地区を除く二ノ丸堀土塁と堀跡の範囲までとします。
三ノ丸指定地：三ノ丸南東部の史跡指定地内とします。
三ノ丸指定地外：三ノ丸堀を含む範囲のうち指定地を除く範囲内とします。
城下町：城下町の範囲とします。

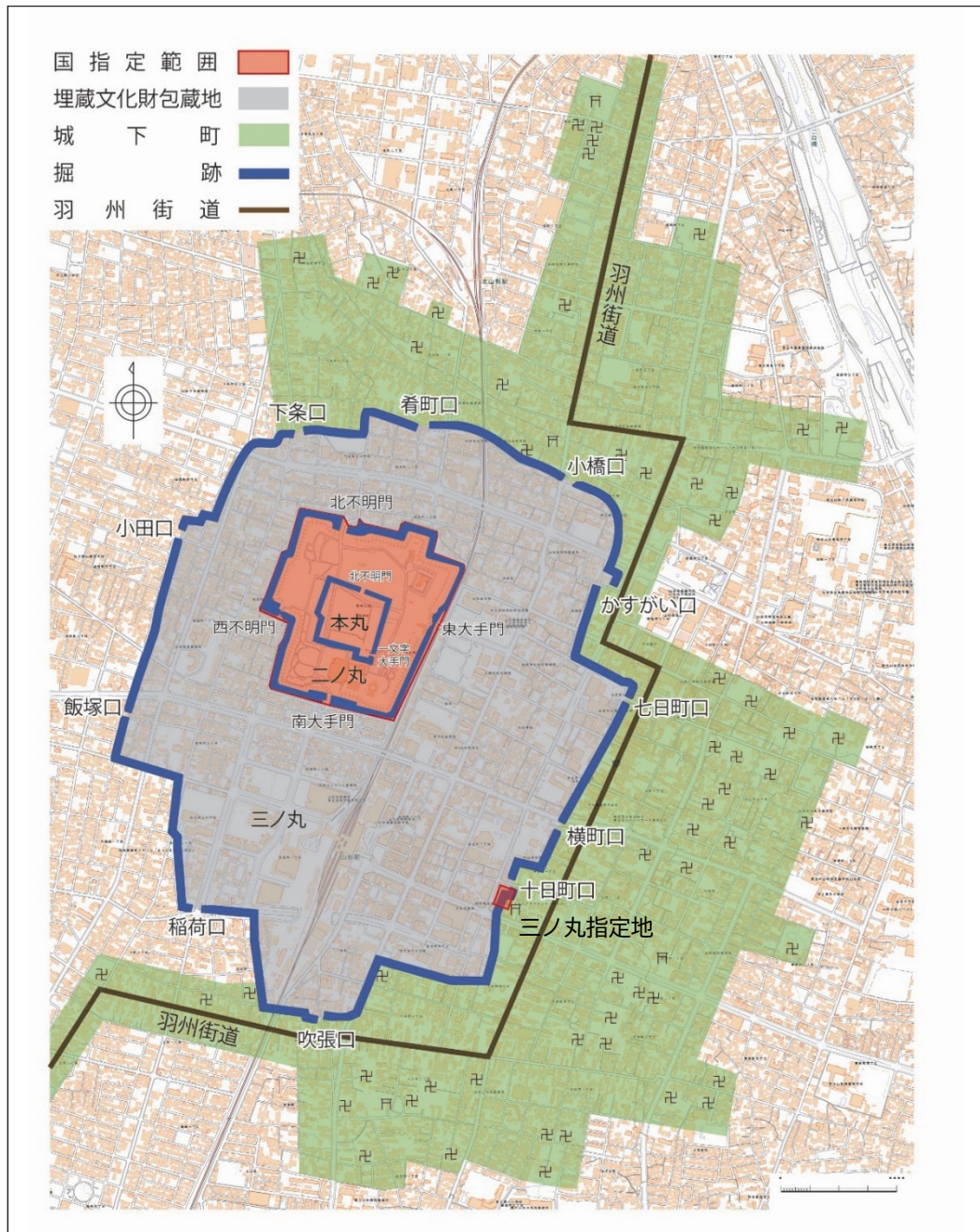


図3-1 地区区分位置図

4 価値の構成要素

山形城跡の価値を構成する要素等については、指定地内において本質的価値を構成する要素と本質的価値に準ずる価値を構成する要素と、その他の要素とに区分しました。また、史跡の周辺地において本質的価値に関連する諸要素を評価し、4つの区分で構成されます。以下に内容を表にして示します。

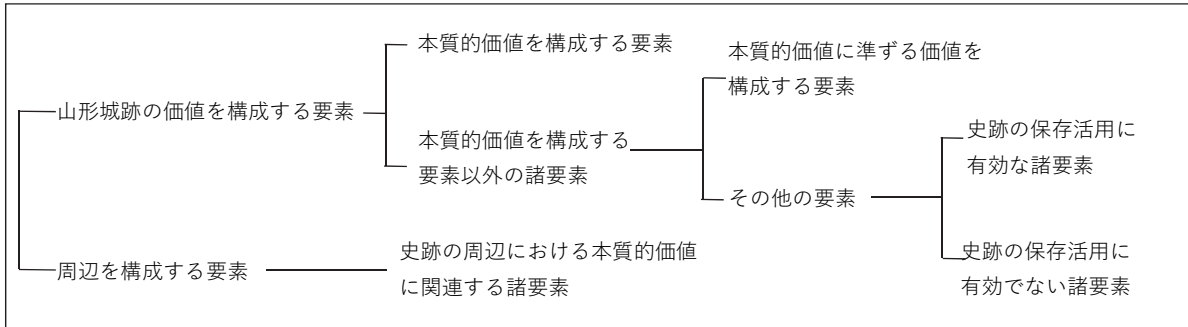


図3-2 価値の構成要素区分図

表3-1 山形城跡の価値を構成する要素一覧表（1）

区分	要素	細分	項目	細項	その他
1 本質的価値を構成する要素	1-1 地上に表出している遺構（近世前期以降）	二ノ丸堀跡	堀跡	東堀・南堀・西堀・北堀	現存（西側は湛水整備済）
		二ノ丸土塁	土塁	東土塁・南土塁・西土塁・北土塁	現存
			護岸石垣	東土塁裾部護岸石垣・南土塁裾部護岸石垣・（西土塁裾部護岸石垣）・北土塁裾部護岸石垣	現存（通常堀水に水没）、西土塁裾部護岸石垣及び北土塁裾部護岸石垣の一部は昭和期の湛水整備により埋め立て保存されている可能性が高い（所在確認は不可）
			土堀礎石列	旧時期礎石・新時期礎石・屏風折土堀礎石列	原則として露出展示による活用実施
		二ノ丸土塁隅櫓	艮櫓	櫓台石垣・雁木石垣・天端礎石	復原整備済（露出展示遺構）
			巽櫓	櫓台石垣・雁木石垣	復原整備済（露出展示と、天端を保護し休憩ベンチを設置して活用している）
			太鼓櫓跡	盛土	痕跡わずか
			坤櫓	櫓台石垣・雁木石垣	復原整備済（露出展示遺構）
			三階櫓	櫓台石垣	一部のみ確認調査済み
			乾櫓	櫓台石垣	未調査
			肴町向櫓	櫓台石垣・雁木石垣	復原整備済（露出展示遺構）
		二ノ丸虎口	二ノ丸東大手門	櫓台石垣・南側雁木脇石垣・枳形石垣・橋台石垣（三ノ丸側）	櫓門・続櫓・北櫓（復原）、二ノ丸東大手橋、櫓台石垣の一部石垣・枳形の一部石垣・北側雁木（復原）
			二ノ丸南大手門	櫓台石垣・西側雁木の一部石垣・枳形石垣・土橋（東西）石垣	昭和期に石垣一部修理済、平成期に東側櫓台石垣天端部の活用整備済、西側雁木の石垣（復原）
			二ノ丸北不明門	櫓台石垣・枳形の一部石垣・橋台石垣（三ノ丸側）・雁木脇石垣・土橋（東西）石垣	昭和期に東側櫓台石垣の修理済、明治期に枳形石垣と櫓台石垣の一部撤去改変
			二ノ丸西不明門	櫓台石垣・枳形石垣・橋台石垣（三ノ丸側）	本来木橋だが、昭和期にコンクリート橋を架橋整備済
		三ノ丸堀跡	堀跡		現存 未調査
		三ノ丸土塁	土塁		現存

表3－2 山形城跡の価値を構成する要素一覧表（2）

区分	要素	細分	項目	細項	その他
1 本質的価値を構成する要素	1－2地下に埋蔵されている遺構・遺物 ①近世前期以降	本丸堀跡	堀跡	東堀・南堀・西堀・北堀	現存（堀底と土羽）
		本丸土塁跡	土塁	東土塁・南土塁・西土塁・北土塁	現存（地上面より下位の堀内）
			護岸石垣	東土塁裾部護岸石垣・南土塁裾部護岸石垣・北土塁裾部護岸石垣	現存（発掘調査後埋め戻し保存）、西土塁裾部護岸石垣は所在確認なし
			土塁下段石積遺構	本丸南土塁下段石積遺構・本丸北土塁下段石積遺構	現存（発掘調査後埋め戻し保存）
		本丸虎口	本丸一文字門	櫓台石垣・枡形石垣・橋台石垣・大手橋橋脚設置跡	櫓台石垣・枡形石垣・橋台石垣の解体修理済、雁木石垣その他石垣の復原済。橋脚設置跡地は埋め戻し保存
			本丸北不明門	櫓台石垣・土橋脇石垣・発掘調査による確認中	調査継続中
			埋門	土橋跡	土橋復原整備済
		本丸	井戸跡	石組井戸跡	
			各種遺構	土坑・石積遺構・石列・暗渠等	
		本丸・二ノ丸	遺物	瓦・土器陶磁器・金属製品・木製品 等	現地保存及び発掘調査により一部取り上げ保存
	1－2地下に埋蔵されている遺構・遺物 ②近世初頭最上氏時代	本丸堀跡	堀跡	最上氏時代南堀跡、最上氏時代西堀跡（本丸西郭西堀・本丸西郭東堀）、最上氏時代北堀跡	一部現存（発掘調査後埋め戻し保存）、最上氏時代東堀跡は、近世前期以降の堀跡による削平で法面の一部をわずかに残すのみ。
		本丸土塁跡	土塁	最上氏時代東土塁跡、最上氏時代南土塁跡、最上氏時代西土塁跡、最上氏時代北土塁跡	現存（発掘調査後埋め戻し保存）、最上氏時代の土塁跡は、土塁中段石積遺構の周囲の斜面勾配部分
			土塁中段石積遺構	最上氏時代本丸東土塁中段石積遺構、最上氏時代本丸南土塁中段石積遺構、最上氏時代本丸西土塁中段石積遺構、最上氏時代本丸北土塁中段石積遺構	現存（発掘調査後埋め戻し保存）
		本丸	中央堀跡（石積溝跡）	石垣（第4石垣、第5石垣、第6石垣）	現存（保存・活用策要件等）
			中央堀跡北西石垣群	石垣（第1石垣、第2石垣、第3石垣）・土留め石積遺構	現存（保存・活用策要件等）
			溝跡	中央堀跡関連の区画を有する溝跡	現存（保存・活用策要件等）
			礎石建物跡	礎石建物跡（3基）・礎石根固め跡（54基）	現存（保存・活用策要件等）
			掘立柱建物跡	柱穴列（1基）	現存
			雨落溝跡	石列・瓦敷跡	現存
			石敷溝跡・石敷遺構		現存
			井戸跡	石組井戸跡・素掘り井戸跡	現存
			溝跡		現存
			石列跡		現存
			土坑跡		現存
		二ノ丸堀跡		二ノ丸南東部	現存（発掘調査後埋め戻し保存）
		二ノ丸土塁		二ノ丸北土塁跡	現存（発掘調査後埋め戻し保存）
		二ノ丸	各種遺構		
		本丸・二ノ丸	遺物	瓦・土器陶磁器・金属製品・木製品 等	現地保存及び発掘調査により一部取り上げ保存
	1－3近世から生育していた可能性のある樹木	二ノ丸	樹木	エドヒガン【市指定天然記念物】	延文2年に斯波兼頼が築城の頃から自生すると伝わる。樹高13メートル、周根7.8メートル。
				イチイ（キャラボク）	山形市保存樹指定。最上義光の頃に植えられたと伝わる。目通り幹周2.47メートルは山形市最大の太さ。
				エゾエノキ	サクラやサイカチに混じって公園内に点在。最も太いものは北西隅の土塁にある目通り幹周4.8メートル。高さ22メートルのもの。
				サイカチ	斯波兼頼入部の際に植樹したと推定されるマメ科の落葉高木。
2 本質的価値に準ずる価値を構成する要素	2近代の歴史を伝える要素	二ノ丸土塁	樹木	日露戦争戦勝記念として旧陸軍により植樹されたサクラ	
		二ノ丸	遺構	歩兵第三十二連隊関連施設跡等	地下に埋蔵されている痕跡等
			山形城の価値を顕彰する記念碑	日露戦役碑	明治37年日露戦争へ出立し明治39年に凱旋したことを記念し、戦死者の鎮魂のサクラを植樹したことを記す。大正12年に三十二連隊が建立した。

表3-3 山形城跡の価値を構成する要素一覧表（3）

区分	要素	細分	項目	細項	その他
3 その他の要素	3-1 史跡の保存活用 に有効な諸要素	ア理解を深めるのに有効な諸要素	復原施設等	二ノ丸東大手門【櫓門続櫓・北櫓・高麗門・枳形土塼・東大手門大手橋】 本丸一文字門【高麗門・枳形土塼・一文字門大手橋】	
			石垣展示	石垣石材展示・解説板	
			記念碑	山形城墟碑	明和4年～弘化年の78年間、山形城主を務めた秋元家の旧跡碑文。大正10年、子爵秋元春朝氏により謹撰された。
				歩兵第三十二連隊碑	明治29年から昭和20年の終戦まで、本営があったことを顕彰した碑。初代から第31代までの連隊長名が記してある。昭和43年に設置した。
				歩兵第三十二連隊跡碑	歩兵第三十二連隊が置かれていたことを記す碑。山形県知事であった安孫子藤吉氏が昭和39年に建立。
			史跡及び遺構解説板	本丸・二ノ丸・三ノ丸	
			園路	絵図の配置を模倣した城内園路	
		イ見学・維持管理に有効な諸要素	維持管理及び便益施設	管理事務所・便所・四阿・防火水槽・倉庫・史跡専用駐車場・二ノ丸土塼園路及び安全柵・二ノ丸土塼登坂階段	現代の造作物
			工作物	ベンチ・緑台・案内板・藤棚・擬木柵・木戸・照明設備・二ノ丸堀水供給用ポンプ及び水路・東大手門広場管理柵・東大手門広場管理用門扉	現代の造作物
		ウ歴史的価値以外の諸要素	近世城郭における有用樹を育成してきた景観	二ノ丸土塼のスギ・アカマツ	
			銅像及び記念碑	最上義光騎馬像	昭和52年に設置した。
				山形城主最上義光顕彰詞碑	昭和52年に最上義光顕彰会が設置した。
				斯波兼頼レリーフ	延文元年に山形に入部し、翌年山形城を築いた。のちの最上氏の祖であり、今日の山形の基礎をつくった。昭和51年に設置した。
			遺構	三ノ丸堀跡に存在する隣接社殿の石積み	近現代の可能性あり
				三ノ丸土塼裾部の土留め石垣	近現代の可能性あり
	3-2 史跡の保存活用 に有効でない諸要素	ア公共施設等 ※将来的に撤去・移転を推進	市有施設等	山形市弓道場	
			県有施設等	山形県体育館・山形県武道館・山形県立博物館	
			重要文化財	旧済生館本館【山形市郷土館】（山形市所有施設）	
		イ山形城跡に直接関わりのない記念物	記念碑	ローレツ像【山形市郷土館】	明治13～15年まで山形県済生館医学寮教頭を務めたオーストリア人医師。診療に、西洋医学の発展に大きく寄与した。昭和51年に設置した。
				木村逸堂寿蔵碑【山形市郷土館】	明治7年山形県公立病院の創立にあたり同医局の教師、医員に任ぜられた人物を顕彰した。明治28年に設置した。
				首洗石鉢【山形市郷土館】	天正12年、最上義光が谷地城主白鳥十郎長久を惨殺し、首をのせたとされる石鉢。設置年不明。
				佐藤総右詩碑	山形市出身の詩人。県芸文会議の常任理事として広く山形の芸術文化の向上に尽力した。昭和59年に設置した。
				金澤忠雄侯書碑	山形市長の金澤氏が山形市長在任中（時期不明）に建立したもので、高橋月甫の言葉が刻まれている。
		ウ近代以降の外来樹種	樹木・草本類	公園植樹した樹木【ヒマラヤスギ・イチヨウ・ポプラ等】	
				自然生育し繁殖力が旺盛な外来樹【ニセアカシア等】	
				自然生育し繁殖力が旺盛な外来草類【セイタカアワダチ草・セイヨウタンポポ等】	
		エ三ノ丸土塼に自然生育した樹木	樹木・草本類	土塼の本質的価値の保存に対して影響を与える恐れのある樹木【ケヤキ等】	
4 周辺を構成する要素	4-1 史跡の周辺における本質的価値に関連する諸要素	ア指定地外にあって、山形城の本質的価値を構成する遺構等	三ノ丸土塼土跡等	埋蔵文化財包蔵地	
			三ノ丸虎口跡等	埋蔵文化財包蔵地	
			三ノ丸内	埋蔵文化財包蔵地	
				旧町名標	



本丸一文字門枅形・櫓台石垣（復元）



本丸一文字門大手橋跡・橋台石垣（復元）



二ノ丸東大手門石垣（復元）



二ノ丸東大手門石垣と二ノ丸東堀土塁（南部）



二ノ丸東大手門石垣と二ノ丸東堀土塁（北部）



二ノ丸南大手門石垣



二ノ丸南大手門土橋石垣



二ノ丸異櫓櫓台石垣（復元）

図3-3 価値の構成要素各種（1）



二ノ丸南大手門石垣と二ノ丸南堀土塁（西部）



二ノ丸坤櫓櫓台石垣（復元）



二ノ丸南土塁土堀礎石列



二ノ丸南土塁横矢掛と土堀礎石列



二ノ丸南西堀土塁と坤櫓櫓台石垣



二ノ丸西不明門石垣・橋台石垣



二ノ丸西不明門石垣と二ノ丸西堀土塁



二ノ丸西不明門石垣・櫓台石垣

図3-4 価値の構成要素各種（2）



二ノ丸北西部堀土塁と三階櫓横矢



二ノ丸西土塁横矢と三階櫓櫓台跡



二ノ丸北堀土塁と二ノ丸北不明門石垣



二ノ丸乾櫓櫓台石垣跡



二ノ丸北不明門石垣と二ノ丸北堀



二ノ丸北土塁と二ノ丸肴町向櫓櫓台石垣



二ノ丸北東出隅部堀土塁



二ノ丸肴町向櫓櫓台石垣

図3-5 価値の構成要素各種(3)



二ノ丸良櫓櫓台石垣



二ノ丸北土塁と屏風折れ土堀礎石列



二ノ丸東土塁（天端）



二ノ丸土塁の松杉（近世城郭の有用樹の景観）



二ノ丸東側便所（便益施設）



管理事務所（維持管理施設）



二ノ丸山形市弓道場（その他の要素）



二ノ丸山形県立博物館（その他の要素）

図3-6 価値の構成要素各種（4）



三ノ丸土塁（西側）



三ノ丸土塁と堀跡現況（東側）

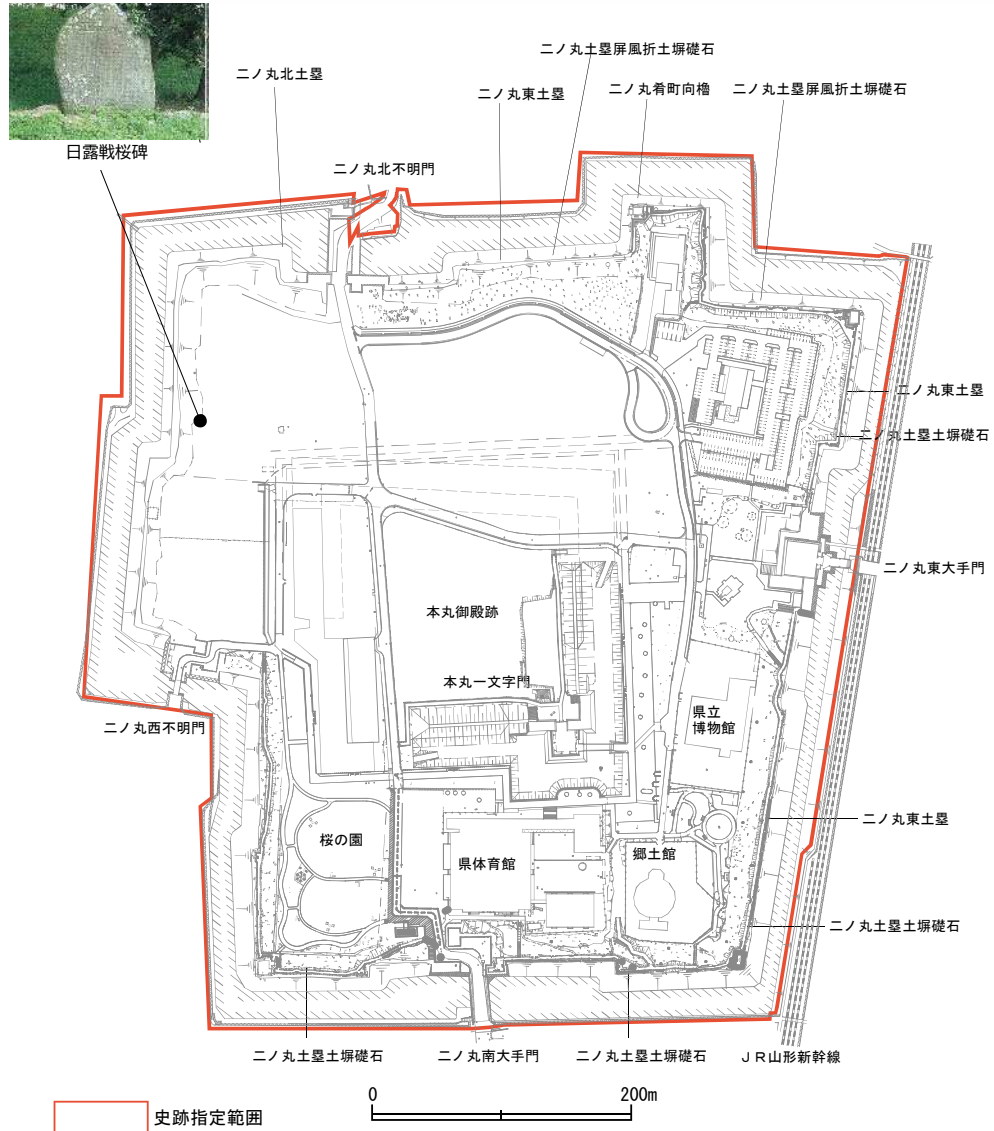


図3-7 価値の構成要素各種（5）・本質的価値及び本質的価値に準ずる価値位置図

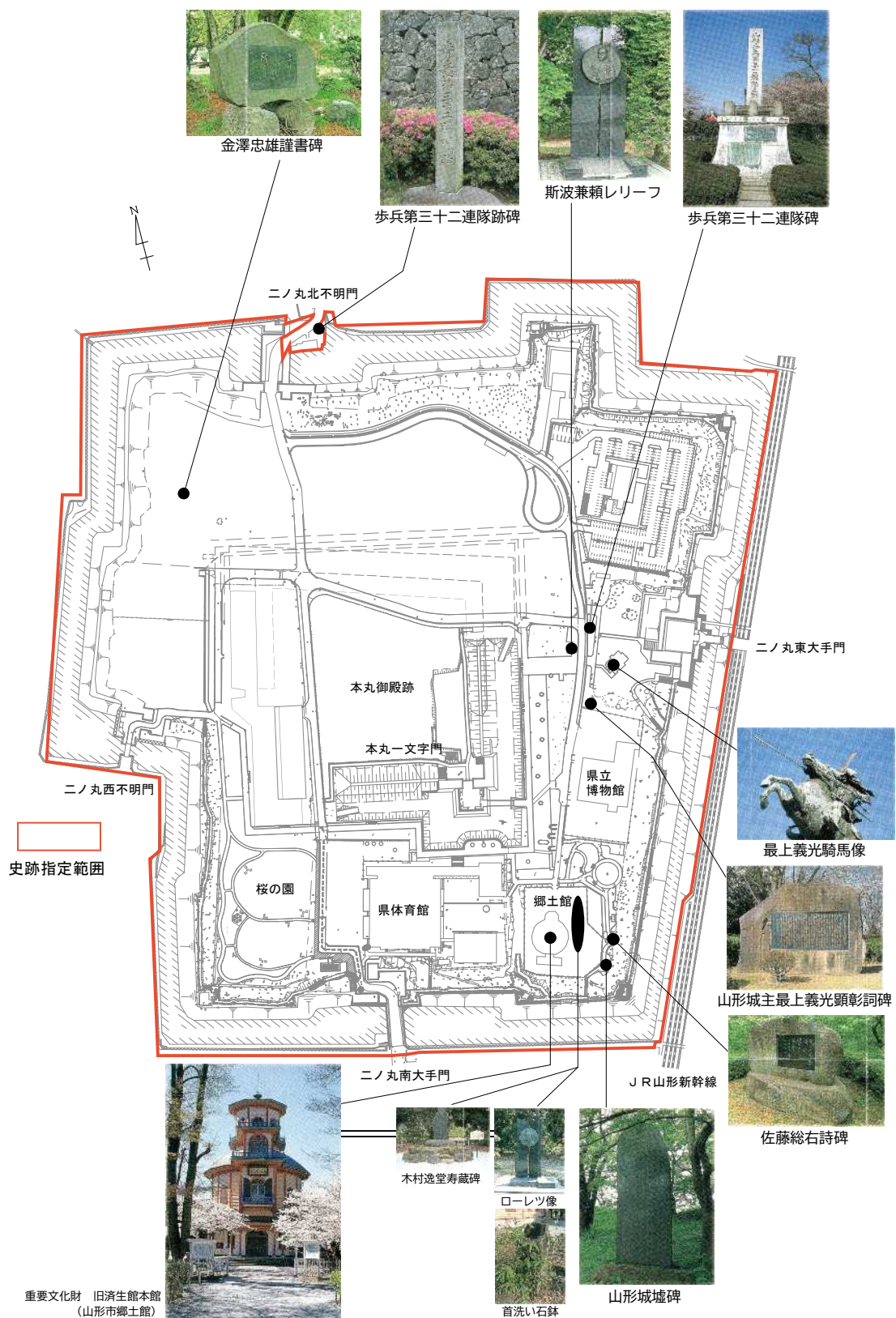


図3-8 価値の構成要素 3 その他の要素の位置図

第4章 史跡山形城跡の現状と課題

史跡山形城跡の現状と課題について、下記のとおり整理しました。

1 保存の現状と課題

地区	現状	課題
全体	文化財保護法に基づく指定 ・本丸・二ノ丸及び三ノ丸の一部は国史跡に指定され保存されている。 ・山形城跡の現状変更に関して、許可制度を遵守し、保存を図っている。 ・国史跡の範囲はすべて山形市の所有となっている。 ・指定地は、近代の陸軍兵営地から現代の都市公園「霞城公園」としての歴史の積み重ねを経て、継承されている。 調査研究 ・整備に伴う発掘調査を実施しており、成果を報告書等で公開している。 ・これまで発掘調査を行った場所の多くでは、地下遺構が良好に残存していた。 ・整備に資するための史料や絵図面などについては、有識者等の協力を得ながら随時実施している。	文化財保護法に基づく指定 ・山形城跡の現状変更許可についての基準を明確にする必要がある。 ・近代の価値を、本質的価値に準ずる価値とするが近世の本質的価値と重複する場合があります、整理する必要がある。 調査研究 ・一つの分野で完結せず学際的な調査研究の推進体制が不十分である。 ・発掘調査を行っていない場所では、地下遺構の存否、規模、構造などの詳細はわかっていない。 ・近代の史資料についての把握が不十分である。
本丸	地下遺構 ・本丸土塁は明治期に陸軍が入部した影響で失われているが、本丸堀の地下遺構については、良好に残されている。 ・本丸御殿やその周辺部については、明治以降の陸軍による開発や戦後すぐに建設された野球場建設などの影響で、江戸時代中期より新しい遺構は失われているが、近世初頭の最上氏時代の遺構が良好に残されている。 ・発掘調査により検出した遺構は、整備されるまでの間、養生し保存している。 ・近代の地下遺構が残されている。	地下遺構 ・整備を行う際、確実に遺構を保護する必要がある。発掘調査を行ってから整備の工事を行うまで期間が開く場合、遺構の劣化を防ぐ必要がある。 ・近代の地下遺構が、近世城郭としての本質的価値と重複する場合があります

地区	現状	課題
本丸	顕在化された遺構、復元遺構 ・本丸堀、土塁、石垣の一部が、発掘調査とその後の整備により顕在化されている。 ・復元された本丸堀、土塁の法面には、景観の保全と根締めを目的として、地被植物（コグマザサ）を植栽整備している。 植生 ・平坦部である道路沿いの一部に、外来植物であるポプラ並木がある。	顕在化された遺構、復元遺構 ・顕在化された遺構、復元遺構については、整備されてから時間はそれほど経過していないものの、き損の有無について経過観察を行いながら、維持管理に努める必要がある。 ・復元された本丸堀、土塁は地被植物が繁茂するため、景観の保全や飛来種子による樹木の抑制のために草刈りなどの維持管理が必要である。 植生 ・植生全体の現状を把握した上で、管理していく必要がある。 ・近世城郭の有用樹を活かした景観を保存する必要がある。 ・植生と遺構保存を両立する必要がある。整備が進み、樹木や除草範囲が増加するため、将来の植生管理のあり方を検討する必要がある。 ・ポプラ等の外来植物は史跡の保存活用に有効でない植生であるため、将来的に撤去する必要がある。
二ノ丸	地下遺構 ・整備に伴う発掘調査により、中世から近代にかけての遺構や遺物が残存していることが判明している。 ・近世全般の遺構が良好に残っている場所と、近代の陸軍による開発や戦後の公園利用などの影響により残存状況が悪い場所が混在している。 顕在化している遺構 ・二ノ丸堀土塁、石垣などが良好に残っているものの、樹木の影響があるほか、石垣の間詰め石が抜けているところがみられる。 ・発掘調査により顕在化した二ノ丸土塁上の土塀礎石について、周囲を固化土で固めた上で露出展示しているが、一部固化土に亀裂などの劣化がみられる。	地下遺構 ・発掘調査が行われた場所以外の地下遺構の残存状況は不明である。 ・整備を行う際、確実に遺構を保護する必要がある。発掘調査を行ってから整備の工事を行うまで期間が開く場合、遺構の劣化を防ぐ必要がある。 顕在化している遺構 ・石垣について、経過観察する必要がある。石垣の保存管理の方法及び修理計画立案の基礎資料「石垣カルテ」が未着手である。 ・二ノ丸土塁上で露出展示している土塀礎石について、固化土の劣化を防ぎ土塀礎石を保護する必要がある。

地区	現状	課題
二ノ丸	・昭和 54 年に一部崩落していた二ノ丸南大手門の石垣を修復している。昭和 58 年に一部崩落した二ノ丸北不明門石垣を修復している。 ・豪雨により二ノ丸土塁に一部亀裂が入ったことがある。 ・二ノ丸堀は地下水を汲み上げている。 体育施設・文化施設・地下埋設物等 ・史跡の保存活用には有効でない要素である体育施設・文化施設が所在している。 ・公園設備として地下埋設物が設置されているが、所在に関する情報が集約されていない。 防災・防犯対策 ・復元建造物の一部には火災対策設備があるほか、入場時間制限を設ける防犯対策を講じている。 ・復元建物を含む東大手門広場は夜間入場時間制限を設けている。 ・霞城公園管理事務所には発掘調査で出土した遺物・資料等が保存・保管されており、夜間休日等防災・防犯の警備対策が講じられている。 植生 ・土塁から堀の斜面にかけては、サクラやケヤキなどの大木のほか斜面に地被植物が生えている。平坦部では、桜の園や梅の園ではサクラやウメが植栽され、場所によって植生は様々である。 ・サクラ、ウメ、サイカチ、イチイ、スギ、マツ、ケヤキなどの在来樹のほか、ポプラ等の外来植物が生育している。 ・二ノ丸土塁には近世城郭の有用樹として管理されたと考えられるマツ・スギが現存し、近世城郭の景観を維持している。	・石垣について、地震の対策が不十分である。 ・二ノ丸土塁の変異や整備で顕在化した遺構等の劣化の現状把握が不十分である。 ・二ノ丸堀の水は現在自然湧水ができない。そのため、堀の水質浄化が不十分で、水質保全対策が必要である。 体育施設・文化施設・地下埋設物等 ・史跡の保存活用には有効でない体育施設、文化施設について、将来的に撤去・移転する必要がある。 ・公園設備の地下埋設物の情報の共有化を進める必要がある。 防災・防犯対策 ・復元建造物の防災・防犯対策の見直しが必要である。 ・遺物・資料等の適切な保管が必要である。 ・史跡内の便益施設等全体における防災・防犯に対する点検・パトロール対策が不十分である。 植生 ・植生全体の現状を把握した上で、管理していく必要がある。 ・近世城郭の有用樹を活かした景観を保存する必要がある。 ・植生と遺構保存を両立する必要がある。整備が進み、樹木や除草範囲が増加するため、将来の植生管理のあり方を検討する必要がある。 ・史跡内に自生している樹木の根が、土塁等に及ぼす影響の確認・把握ができていない。 ・サクラ及び史跡としての有用樹の保存管理及び活用に関する計画がない。 ・有用でないポプラ等外来植物を除去する必要がある。

地区	現状	課題
二ノ丸	・二ノ丸土塁に、樹齢が近世まで遡る山形市指定天然記念物のエドヒガンザクラが自生している。 ・二ノ丸土塁等のサクラは、日露戦争の凱旋を記念して植樹した樹齢100年を超えるものが数多く現存している。	・日露戦争の凱旋で植樹したサクラは近代の歴史を伝える要素として「本質的価値に準ずる価値」とするが、継承のあり方や近世城郭の整備計画との整合をとる必要がある。
三ノ丸指定地	管理の状況 ・指定地については、指定後に公有化事業を行い、現在はすべて山形市の所有となっている。 顕在化している遺構 ・指定地の三ノ丸堀土塁の一部が良好に残っている。 地下遺構 ・堀が良好に残存しているが、本来の堀底は現地表より深い場所に埋没していると考えられる。 ・堀の一部に築かれている石積みの一部に、孕みや石材の脱落が発生している。 植生 ・指定地の三ノ丸土塁には高木のケヤキなどが自生している。樹木の安全性について、定期点検を行っている。	管理の状況 ・指定地と隣接地の境界に築かれている石積みにおいて、土地の境界が不明確になっている箇所が存在する。 顕在化している遺構 ・落ち葉が多いため、堀の埋没などが発生しないように、定期的に清掃する必要がある。 地下遺構 ・本来の堀底の深さについては、判明していない。 ・石積みの安全性の確保に努める必要がある。 植生 ・高木のケヤキなどについて、老齢であることが推測されることから、安全面対策の強化が必要である。
三ノ丸指定地外・城下町	文化財保護法に基づく保存 ・三ノ丸の堀の一部が史跡指定地外に存在している。 ・史跡指定地以外の三ノ丸は周知の埋蔵文化財包蔵地として保護され、開発等との調整を行い、その結果、埋蔵文化財保護のため発掘調査が実施されている場所がある。 ・史跡指定地以外の三ノ丸範囲内に、土塁の残存と推定される箇所がある。	文化財保護法に基づく保存 ・史跡指定地に隣接して三ノ丸堀の一部が未指定であるため、追加指定等の対策を図る必要がある。 ・埋蔵文化財の保護にあたり、引き続き開発との調整を継続する必要がある。 ・史跡指定地以外の三ノ丸範囲内の土塁推定箇所の状況把握が不足している。

2 活用の現状と課題

地区	現状	課題
全体	現地公開 ・発掘調査成果について現地説明会を実施し公開している。 ・観光ボランティアガイド協会により組織された「霞城まちなみ案内人」によるガイドを行っている。 ガイダンス機能 ・二ノ丸東大手門櫓で、4月から11月の間、山形城を紹介する展示を行っている。 ・山形市郷土館(重要文化財「旧済生館本館」)で、出土遺物などの展示を行っているが、展示場所が限定される。 ・やまがたクリエイティブシティセンターQ1の文化財展示室で、三ノ丸の出土遺物を常設展示している。 ・最上義光歴史館で、山形城の出土遺物を常設展示しているが、展示場所の制約があるほか、施設の特性から中世から近世初頭の最上氏時代の遺物が中心になり時代の限定性がある。 ・山形城全体の案内板や遺構の解説板を設置している。 ・デジタル技術の活用の一環として、失われた建造物をVR、ARで再現し、スマートフォン、タブレット等で閲覧できるようにしている。 情報の発信 ・山形城を紹介するパンフレットを制作している。 ・WEBサイトやSNSで情報発信している。 ・日本百名城へ選定されたことに伴う百名城スタンプを設置している。 ・山形城御城印を制作し、販売を通じて周知している。	現地公開 ・発掘調査などの文化財に関する情報公開をより推進させる必要がある。 ・山形城跡の保存と活用を推進するガイドの育成の取り組みについて強化する必要がある。 ガイダンス機能 ・二ノ丸東大手門櫓の温湿度管理ができず、瓦・陶磁器の展示のみに限定され、展示照明も十分ではない。 ・年間を通したガイダンス機能の整備拡充が求められる。また、ガイダンス機能を有する各施設が分散しており、各機能の連携が必要である。 ・古い解説板について、情報を見直すとともに、多言語化する必要がある。 情報の発信 ・発信する情報の追加、更新が必要である。 ・史跡山形城跡全体のガイドブックがない。 ・より認知される情報の発信を行う。整備年代と異なる近世最上氏時代の遺構が本丸御殿跡や二ノ丸の一部から検出されており、整備との整合性と適切な情報発信が必要である。

地区	現状	課題
全体	・解説板・パンフレット等の多言語化を進めている。 教育分野との連携 ・学校教育で、市内小学校は、3・4年生の総合的な学習の授業で現場に訪れ、山形城の歴史を学習している。市内の中学校2年生が行う職場体験を受け入れることで、山形城の歴史や史跡整備のあり方、管理運営の方法を周知している。 ・社会教育で山形城の歴史などについて、公民館やコミュニティセンターの講座、県が主催する発掘速報会などで報告している。 まちづくり拠点としての活用 ・観光拠点の一つとして、山形駅に近接する立地であるため、公園内の山形市郷土館（旧済生館本館）ほかへの来訪者が多い。	教育分野との連携 ・最新の発掘調査の成果などの情報共有により、教育分野との連携強化を図り、理解を深める必要がある。 ・最新の調査研究成果などの情報公開を社会教育事業と関連させ進める必要がある。 まちづくり拠点としての活用 ・山形駅に近接しているが、山形城跡への導線が確立されておらず山形城跡の魅力発信が十分に発揮されていない状況であり、駅から山形城への誘導を強化するなど、来訪者人口増加に取り組む必要がある。
本丸・二ノ丸	現地公開 ・本丸、二ノ丸は、霞城公園として原則公開されているが、整備の進捗などに伴う下記の例外がある。 ・本丸については、整備に伴う発掘調査が行われているため、大部分が立ち入りできない状態であるが、仮設の園路を設けている部分のみを公開している。 ・二ノ丸は、児童文化センター跡地や市営野球場跡地で行われている発掘調査区などが立ち入りできない状態となっている。 観光・イベント ・4月に観桜会を実施している。8月と1月に打ち上げ花火の会場として本丸跡を活用している。	現地公開 ・本丸及び二ノ丸において、未整備で通常公開できていない範囲を円滑な整備により公開する必要がある。 ・二ノ丸で城内路が未整備の範囲がある。また、登城路（二ノ丸から本丸御殿へ）及び城内各所への導線に関する表示がない。 観光・イベント ・整備が進んだ場合、花火の打ち上げ場所の確保の検討が必要である。

地区	現状	課題
本丸・二ノ丸	都市公園としての活用 都市公園として市民に開放され、憩いの場として活用されている。	都市公園としての活用 引き続き、都市公園として市民の憩いの場として親しまれ、使われる公園として整備・管理する必要がある。
三ノ丸指定地	まちづくり拠点としての活用 城下町の街歩きなどの立ち寄りポイントとして活用している。	まちづくり拠点としての活用 - 本丸、二ノ丸から距離が離れており、また城下町からはビルに挟まれていることから視認しにくく、山形城の構成要素として認識しづらく、効果的な活用ができていない。 - 立ち寄る来訪者の安全管理のため、定期的な除草のほか状態把握に努める必要がある。
三ノ丸指定地外・城下町	まちづくり拠点としての活用 - 指定地外の三ノ丸の堀土墨跡や家老邸跡、関連する寺社などが所在している。 - 三ノ丸及び城下町は、最上義光の築城、町割りにより原型が形成され、その後近代に至るまで街の中心として発展した歴史があることから、さまざまな時代の歴史的建造物を中心とした文化財が所在し、それらとの連携の可能性を秘めている。 - 三ノ丸及び城下町は、面積が広大であるため、活用の連携が難しい。	まちづくり拠点としての活用 - 指定地の本丸・二ノ丸と三ノ丸を連携させた活用策が少ない。 - 三ノ丸跡及び城下町に存在する山形城跡の関連箇所と指定地とを連携させ、街歩き等の体験型活用策を開発する必要がある。

3 整備の現状と課題

地区	現状	課題
全体	保存のための整備 ・「山形城跡保存管理計画」に基づき、保存のための管理を実施している。 ・史跡指定地はすべて市有地であり、山形市が一元的に保存管理を実施している。 活用のための整備 ・「霞城公園整備計画書」に基づく整備が進められている。 - ア 昭和 59 年に策定した「霞城公園整備計画書」を基本として整備を推進している。 - イ 「霞城公園整備計画書」において、堀田氏が城主であった時代(1700～46)を復元整備の年代としている。 ・都市公園として、公園整備等を実施している。 ・都市公園の管理用施設や便益施設を設置し、適宜維持管理を行っている。	保存のための整備 ・地下遺構について、整備が実施されている箇所については、発掘調査が継続的に行われており、現地表面から遺構面までの深さ等が把握され、保存方法の検討が容易であるが、それ以外の箇所については、詳細な情報は不明であることから、保存対策の検討ができていない。 ・樹木には樹勢が強いものがあり、保存に影響を及ぼす可能性が高い。 活用のための整備 ・整備計画が史跡の保存と活用の現状と合わない。 - ア 現行の整備計画策定から時間が経過しており、見直す必要がある。 - イ 堀田氏時代より古い時期の本丸御殿や二ノ丸の一部から近世初頭の最上氏時代の遺構が検出されており、北側エリア基本設計で、最上氏時代も整備対象とすることを示したが、整備計画との整合が必要である。 ・公園施設のユニバーサルデザイン化が必要である。 - ア 障がい者への配慮や、外国人来訪者への対応など、ユニバーサルデザインへの対応が必要である。屋内休憩所等のサービス施設が少なく、猛暑等の対策、子育て支援の対応が十分ではない。 - イ 山形城跡全体を統一するサイン計画及びそれに基づく導線計画が必要である。 ・市民の憩いの場の創出に繋がる整備が必要である。

地区	現状	課題
本丸	保存のための整備 ・復元整備された本丸の堀・土塁について、草刈などの維持管理を定期的に行っている。 活用のための整備 ・本丸堀・土塁のうち、北側を除いて復元整備が完了している。 ・一文字大手門の石垣や大手橋、枅形土塀の復元整備が完了している。 ・本丸御殿跡から近世初頭の最上氏時代の遺構群が検出されている。 ・石垣・土塁等の維持が進められている。 - ア 本丸一文字門は、高麗門と土塀、大手橋を復元している。 - イ 近代に更地にされた本丸堀土塁を復元している。	保存のための整備 ・復元整備が進むにしたがって、草刈などの維持管理すべき面積が広がることに対応する必要がある。 ・石垣・土塁等の劣化対策が必要である。 活用のための整備 ・本丸堀・土塁の復元が完了していないため、本丸全体の景観の理解促進が難しい。 ・本丸における検出遺構についての保存及び有効活用方法について検討が必要である。 - ア 検出された遺構の保存を前提としつつ、有効活用するための露出展示等を検討し、覆屋などを含めた保存方法が望まれる。 ・山形城について及びその歴史を学び、体験する場がない。
二ノ丸	保存のための整備 ・石垣・土塁等の維持が進められている。 - ア 昭和 54 年に一部崩落していた二ノ丸南大手門の石垣を修復している。 - 昭和 58 年に一部崩落していた二ノ丸北不明門石垣を修復している。 活用のための整備 ・二ノ丸東大手門は、櫓門と高麗門、土塀、大手橋を復元している。 ・二ノ丸土塁上の隅櫓石垣や土塀礎石を露出展示している。 ・二ノ丸の未整備区域が存在する。 ・二ノ丸に来訪者のための駐車場や四阿、トイレなどの公園施設が設置されている。 ・広域避難場所に指定されている。	保存のための整備 ・石垣や堀・土塁について、引き続き維持管理し、修理などが必要な場合は、速やかに対応する必要がある。 ・復元建造物は時間が経過したことにより、一部劣化しており、保護対策が必要である。 活用のための整備 ・二ノ丸土塁北西部に未整備区間が残っている。 ・二ノ丸の本質的価値の顕在化に向けた未整備区域の解消が必要である。 ・広域避難場所としての機能の強化が必要である。 ・山形城について及びその歴史を学び、体験する場がない。

地区	現状	課題
三ノ丸指定地	保存のための整備 - 堀土塁等の維持管理が行われている。 - 土塁の裾に擬木柵を設置し、安全の確保を行っている。 活用のための整備 - 解説版を設置し、三ノ丸堀土塁の一部であることを周知している。	保存のための整備 - ケヤキ等の大木が遺構に影響を与えるおそれがあることから、活用のための整備の検討と並行して、樹木の扱いを考える必要がある。 - 指定地と隣接地の境界に所在する、孕み・石材の脱落がみられる石積みについて、土地の境界を明確にすることを前提として、崩落を抑えるための施工を実施する必要がある。 活用のための整備 - 三ノ丸堀土塁の遺構は、ごく一部のみ残存していることから、城郭の遺構であることを感じにくい。

4 運営・体制の現状と課題

現状	課題
- 山形市の体制は下記のとおりである。 - ア 文化創造都市課 - 保存・活用に係る計画の作成、史跡現状変更等に係る業務、遺構等の発掘調査、各種資料調査、史跡の公開説明。 - イ 公園緑地課 - 整備に係る計画の作成、霞城公園維持管理、霞城公園整備、霞城公園整備推進検討会議の運営。 - ウ ブランド戦略課 - 中心市街地の活性化。 - エ 観光戦略課 - 観光資源の保護及び開発、観光諸団体の育成指導、観光の宣伝、観光案内センターに関すること。 - オ まちなみデザイン課 - 景観形成。 - カ 学校教育課 - 学校教育の指導、I T C教育の推進。 - キ 社会教育青少年課 - 公民館その他の社会教育機関の設置管理、生涯学習の推進。	- 庁内関係部課の運営体制維持が必要である。 - ア 効果的、効率的に整備や管理運営、調査を実施するため、関係する市役所の連係をより一層強化する必要がある。

現状	課題
・関係する民間団体等の状況は下記の通りである。 - ア 山形市観光協会 観光ボランティアガイド団体によるガイドが実施されている。 ・有識者 - ア 山形城跡保存活用計画委員会による意見 - イ 霞城公園整備推進検討会議による意見 - ウ 発掘調査に関する助言、指導 ・国及び山形県の状況は下記の通りである。 - ア 文化庁 整備に関する指導、現状変更に関する指導が実施されている。 - イ 山形県県民文化芸術振興課 整備に関する指導、現状変更に関する指導が実施されている。	・庁外関係組織との連携強化が必要である。 - ア 山形城跡の保存と活用を推進するガイドの育成の取り組みについて、強化する必要がある。 - イ 山形城跡の保存活用推進のために、大学等有識者組織との連携維持が必要である。 ・国・県との連携体制維持が必要である。

第5章 史跡山形城跡の保存・活用の大綱と基本方針

1 大綱

史跡山形城跡を今後も保存・活用していくために、望ましい将来像を次のように定めます。

近世初頭に最上氏が築いた城郭の姿と、近世前期以降に大改修された城の姿の重層性を確実に保存し、城下町と一体としたまちづくりの拠点として、歴史・文化・自然を感じる賑わいと憩いの場を創出します。

山形城は、延文2年（1357）斯波氏（後の最上氏）により築城されたと伝えられ、最上義光時代の天正18年（1590）から翌19年にかけて、豊臣政権による奥羽仕置による知行安堵とともに、織豊期城郭として石垣・礎石建物・瓦葺建物の要素を取り入れた城郭へと変化していきました。その後、元和8年（1622）の鳥居忠政の入部の際に、江戸幕府も関与して東国の抑えとしての城郭へと大改修され、幕末までその姿が継承されてきた歴史があります。

山形城は、扇状地の末端部の湧水を巧みに城造りに利用し、本丸・二ノ丸・三ノ丸の輪郭式の我が国有数の規模を誇る平城で、近世初頭から前期にかけて武家政権にとり、東国における重要な城郭としてありつづけた2つの時代の城郭遺構が保存されており、この本質的価値の重層性が山形城の特性です。

また、近代に旧陸軍陣地として利用されてきたなかで、明治37年（1904）から翌38年の日露戦争戦勝記念として、二ノ丸土塁を中心に植樹されたサクラは、近代に城跡が辿った経過を示す歴史的価値でもあるため、近世城郭の遺構に準ずる価値として保存に努めます。

現在、山形城本丸・二ノ丸は広く市民・観光客に親しまれている霞城公園として、都市の中での広大な緑地であり、憩いの場として活用されてきました。この環境を持続するための適切な管理を行うとともに、史跡のあるべき姿と公園としての多様なニーズに配慮した整備を進めていきます。山形城を語る要素は、史跡範囲だけでなく三ノ丸や城下町など多様な文化遺産として残っています。これらを活用したまちづくりを行ううえで、望ましい将来像としての大綱を定めます。

2 基本方針

（1）保存の基本方針

- ア 史跡山形城跡の本質的価値を構成する要素を適切に保存し、次世代に継承していきます。
- イ 本質的価値に準ずる価値の構成要素が本質的価値と重複する場合は、本質的価値を優先します。
- ウ 史跡の確実な継承と史跡利用者が安全・安心かつ快適に利用できるように、日常管理を適切に行いながら、石垣や復元建造物の保全及び防災・防犯対策を検討します。
- エ 史跡山形城跡の保存のための調査研究を継続して取り組み、歴史的価値を明らかにします。
- オ 史跡山形城跡の本質的価値の理解を促進するために、樹木・地被植物の維持管理を適切に行い、史跡の歴史的景観の保全に努めます。
- カ サクラについては史跡の保存と都市公園利用の両面から調整をはかりながら適切に管理していきます。

(2) 活用の基本方針

- ア 史跡山形城跡の本質的価値の理解を促進するために、可能な限り史跡指定地全域を公開活用します。
- イ 調査研究の成果については積極的な公開に努めるとともに、史跡の本質的価値についての理解を促進するため、各種発信媒体や ICT の積極的な活用、各種団体等との協働に努めます。
- ウ 本質的価値を分かりやすく伝えるため、ガイダンス機能の強化を図ります。
- エ 山形城三ノ丸から城下町に関する歴史遺産について、史跡の本質的価値と連携させ、その価値を伝えるための環境づくりに努めます。
- オ 中心市街地に位置し山形市の代表的な都市公園として、城と城下町を一体としたまちづくりの拠点及び観光資源としての積極的な活用がはかられるように努めます。

(3) 整備の基本方針

保存のための整備

霞城公園整備計画を見直し、史跡の保存活用が円滑に進められるように計画的に整備を行います。

- ア 史跡山形城跡の調査研究に基づく本質的価値を保存するための整備に取り組みます。

活用のための整備

- イ 史跡山形城跡のガイダンス機能の充実に努めます。
- ウ 多様な人々が快適に史跡を利用できるようユニバーサルデザインを取り入れた整備に努めます。
- エ 大規模な地震、火災が発生した場合における広域避難場所に指定されていることから、防災機能の充実に努めます。
- オ 市民に身近な憩いの場としての充実に努めます。

(4) 運営・体制の基本方針

- ア 史跡山形城跡の保存・活用・整備のために必要な体制を整備することを目的として、庁内関係部課及び各種団体等との連携強化を図ります。
- イ 民間団体や教育機関などとの連携を図ります。
- ウ 史跡山形城跡の保存活用計画の推進にあたり、有識者組織からの意見・助言を受けるなどの連携を図ります。
- エ 文化庁・山形県との連絡調整・情報共有を適切に行います。

第6章 史跡山形城跡の保存の方向性と方法

1 保存の方向性

(1) 本質的価値の保存

- ・史跡山形城跡の本質的価値を構成する諸要素は次世代に継承していくため、史跡の指定範囲について保存を確実に行います。
- ・調査研究等により本質的価値を構成する要素が史跡指定地外に所在することが判明した場合は追加指定を検討します。
- ・日常観察を確実に行き適切な維持管理を行います。また、計画的かつ適切な点検及び診断を行い、修理や改修を行います。
- ・自然災害等により被害が生じた場合は、原則として被災前の状態に復旧を図ります。
- ・現状変更の基準や手続きを明確に示すことにより、本質的価値の適切な保存に努めます。

(2) 調査研究の継続

- ・保存活用のための前提として、調査研究を計画的に実施し、本質的価値の明確化を図ります。

(3) 植生の適切な維持管理

- ・植栽については維持管理を適切に行い、緑地の保全に努めます。
- ・サクラのほか樹木について、保全管理に関する計画を作成し保全に努めます。

2 保存の方法

(1) 全体

ア 本質的価値の保存

- ①史跡山形城跡の本質的価値を保存するために、史跡の現状変更許可制度の適切な運用と史跡の日常観察等による保存に努めます。
- ②地下遺構は、整備計画に基づく発掘調査を行い調査研究に努めるとともに、近世の遺構を確認した場合は確実に保存します。そのうえで公開活用する際には、必要に応じて覆屋等を設置し保存に配慮します。また、発掘調査で出土した遺物は、遺物管理台帳を整備し適切に保存します。
- ③史跡の保存活用に有効でない諸要素である公共施設等については、整備計画に基づき、移転・撤去を推進します。
- ④日常観察によって、き損の早期発見に努めるとともに、異常があった場合は迅速に立ち入り禁止等の措置を行い、その後適切に修理を行います。
- ⑤災害級の豪雨や台風・地震等の災害時は、重点的に観察を行います。災害による被害が発生した場合は、すみやかに復旧工事を行います。修理や災害復旧にあたっては、本質的価値を優先に修理や復旧方法を検討します。
- ⑥史跡の本質的価値や本質的価値に準じる価値を構成する要素ではないものの、史跡の保存活用に有効な諸要素については、適切に維持管理や修理を行います。
- ⑦現状変更の基準及び手続きについて、本計画に示した手順で運用します。

⑧山形城跡の本丸・二ノ丸はすべて史跡指定地ですが、三ノ丸は一部を除き埋蔵文化財包蔵地として保護と開発の調整が行われています。三ノ丸土塁跡は指定地以外にも顕在化の可能性がある地点があるほか、三ノ丸城門跡及び堀跡の地下遺構は保存されている可能性があるため、調査等により明確に確認した場合等は、保存のための追加指定の取り組みに努めます。また、史跡指定地の公有化については、土地所有者の意向を尊重することを前提として、協力を求めながら進めます。

イ 調査研究の継続

①調査研究は保存活用 の前提であり、史跡山形城跡の本質的価値を深化させるために整備事業にあわせて適切に行います。発掘調査については、それ自体が破壊を伴う行為であることから、必要最低限の範囲において計画的に実施します。また、近世の文書・絵図・古写真等の資料について調査を行うことと、近代の古写真等についても本質的価値に準ずる価値に関連した資料としての把握を検討します。専門的な知識と連携した研究を進めるため、大学その他研究機関と積極的な提携を検討していきます。

(2) 本丸

ア 地下遺構の保存・管理

- ①本丸中心部の近世初頭の最上氏時代の遺構については、公開活用する方向で検討することとし、その場合、覆屋などを設置することで確実に保存します。
- ②本丸の近世前期以降の遺構は、発掘調査で検出した場合、記録化ののち埋め戻しや保護盛土の措置を行い、確実に保存します。

イ 顕在化された遺構

- ①本丸の一文字大手門と北不明門には、顕在化された石垣が存在します。これらは「石垣カルテ」を作成し、現状把握に努めるとともに、石垣の保存状態と危険度判定等の調査研究により耐震予備診断を行う上での基礎資料とします。それらを基に石垣保存修理を検討するとともに、現状の把握から防災対策等を視野に入れた整備計画の立案といった持続的な保存対策を行います。
- ②復元整備された堀、土塁について、草苧などの維持管理を行います。

ウ 植生の適切な維持管理

- ① 史跡山形城跡の本質的価値を保護し顕在化することを優先し、都市公園としての自然景観も考慮したうえで維持管理を行います。史跡内の植栽に関する現況と今後の管理に向けた調査を行います。有用でない外来植物については除去します。
- ②地表に露出している遺構に関わる植生については、日常的に点検し適切に管理に努めます。

(3) 二ノ丸

ア 地下遺構

- ①二ノ丸で実施している整備は原則として遺構の露出展示を目的とするものではないので、遺構の状況が判明したのちは埋め戻しを実施して、保護します。

イ 顕在化している遺構

- ①二ノ丸土塁隅櫓台、堀などに石垣が現存します。「石垣カルテ」を作成し、その歴史的価値と安定性を評価する基礎資料とします。石垣カルテに基づいて耐震予備診断（文化庁：令和5年）を実施し、結果に基づいて対処方針を策定します。不安定な石垣については動態観測を行い、修理の可否、応急対策について検討していきます。

②顕在化している二ノ丸の堀土塁については本質的価値の理解を促進させるために適切に維持管理を行います。

③二ノ丸堀は水質の維持管理などのため、引き続き地下水の注入と定期的な落ち葉清掃を行い、水質の悪化などが発生した場合は対策を検討します。

ウ 体育施設・文化施設の取り扱い

①史跡の保存活用には有効でない体育施設、文化施設については、将来的に撤去する必要があることから、関係機関などと調整を図ります。

エ 防災・防犯対策

①復原建造物の防火設備は定期的な点検を実施し、安全の確保に努めるとともに、防犯対策として、被害を未然に防ぐための警備を引き続き実施します。

②東大手門広場は、夜間の入場制限を引き続き実施します。

③霞城公園管理事務所は、夜間・休日の警備を引き続き実施します。

オ 植生の管理

①本質的価値に準ずる価値を構成する諸要素である二ノ丸土塁の日露戦争戦勝記念のサクラと記念碑等は維持管理に努めます。この本質的価値に準ずる価値が、本質的価値の活用整備において重複する場合は、本質的価値を優先に整備方法を検討します。

②二ノ丸土塁の近世に由来する有用樹（マツ・スギ等）は適切に保全するとともに、近世城郭の歴史的景観を保存します。

③本質的価値に準ずるサクラについては、保全管理に関する計画を作成するとともに、現存する樹木で、史跡の保存活用のための整備に影響が及ぶものは、必要に応じて伐採するほか、地下遺構への影響を最小限に収める措置を講じたうえで新たな植栽も検討します。

④有用でない外来植物については除去します。

（４）三ノ丸指定地

ア 適切な遺構の保存に向けた管理の徹底

①遺構の適切な保存に向け、不明確な隣地との境界確定に向けた手続きを進めます。

イ 顕在化している遺構の保護

①指定地と隣接地の境界を明確にした上で、本質的価値を構成する部分については、追加指定を検討します。

②顕在化している三ノ丸堀土塁については、本質的価値の理解を促進させるために適切に維持管理を行います。

ウ 地下遺構

①将来的に整備することになった場合は、地下遺構に影響が及ばないように、調査を実施し、遺構の深さなどの情報について明らかにします。

エ 植生の管理

①定期的に樹木の安全点検を実施してまいります。

②引き続き、落ち葉の清掃などの維持管理に努めます。

（５）三ノ丸指定地外・城下町

ア 調査研究の実施

①指定地を除く山形城三ノ丸跡の範囲について、現状を把握するための調査研究を行います。

イ 文化財保護法に基づく保存

①三ノ丸は一部を除き埋蔵文化財包蔵地として保護と開発の調整が行われています。三ノ丸土塁跡は指定地以外にも顕在化の可能性がある地点があるほか、三ノ丸城門跡及び堀跡の

地下遺構は保存されている可能性があるため、調査等により明確に確認した場合等は、保存のための追加指定の取り組みに努めます。また、史跡指定地の公有化については、土地所有者の意向を尊重することを前提としつつ、協力を求めながら進めます。

②指定地外にある土塁の追加指定の必要性に関して対応を検討し、必要に応じ調査を実施し状況把握に努めます。

3 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

(1) 文化庁長官の許可が必要な現状変更等

文化財保護法第125条第1項において、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」としています。

(2) 山形市が事務を行うこととされた現状変更等

現状変更等のうち、重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為を除く許可は、文化財保護法第184条第1項第2号により、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができると規定されています。その範囲は、文化財保護法施行令第5条第4項第1号に示されており、「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」に事務処理の取扱いが定められています。

(3) 取扱方針

現状変更等の取扱は、史跡山形城跡指定範囲内において適用します。

史跡指定地内においては、原則として史跡の保存活用のために必要な行為と、調査研究を目的とした行為以外の現状変更は認めないものとします。

ただし、指定の大部分は都市公園として供用されており、公園施設及び園路の維持管理といった公益上の行為に係る現状変更の行為等については、史跡の本質的価値及び本質的価値に準ずる価値に影響を及ぼさない範囲で認めることとします。

(4) 取扱基準

本章の「1 保存の方向性」、「2 保存の方法」、「3 - イ 取扱方針」に基づき、史跡指定範囲で想定される現状変更等について、具体的な取扱基準を以下のように定める。

表6-1 現状変更の行為と許可基準

現状変更等の取扱の原則	山形城跡の現状変更については、原則、認めない。ただし、以下の4つの場合は認めるものとする。
・史跡の保存、活用上、公益上またはその他の理由により必然性があること。	
・本質的価値に影響を及ぼさない内容であること。	
・必要最小限の内容であること。	
・景観に十分配慮された内容であること。	

現状変更等の行為	許可基準	具体例
発掘調査及びその他の学術的調査	遺構の保存、状況把握を目的とした調査で、適切な範囲で行うものは認める。	
保存と活用に係る遺構等の整備	発掘調査及びその他の学術的調査に基づき、史跡の本質的価値及び本質的価値に準ずる価値の構成要素の保存を最優先し、そのうえで保存、活用するための整備で、遺構の表示方法や説明方法を十分検討したもので、かつ歴史的景観の保全に配慮したものは認める。	
小規模建築物（階数が2階以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積[増築又は改築にあたっては、増築又は改築後の建築面積]が120平方メートル以下のものをいう。）で、2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築、色彩変更	上記原則に適合する場合は認める。	（仮設の建物）
小規模建築物以外の建築物の新設、増築	原則としては認めない。ただし、既存の建築物で史跡山形城跡の価値を構成する要素のうち、3-2史跡の保存活用に有効でない諸要素としての公共施設跡地で、地下遺構が滅失している地点で、上記原則に適合する場合は認める。	・復元建造物 ・展示施設等 ・遺構保護施設等 ・管理施設等 ・便益施設 ・四阿 ・パーゴラ ・雨除け施設等 ・日除け施設等
建築物（同上）の改築、除去	上記原則に適合する場合は認める。	・公共施設等
工作物（建築物を除く）の設置、改修、除去、色彩変更	上記原則に適合する場合は認める。	・ベンチ等 ・遊具等 ・サイン・車止等
道路（園路は除く）の新設	遺構等の保存管理上必要な場合は認める。	・管理用道路等
園路の新設、改修	遺構等の活用上必要な場合は認める。	・二ノ丸土塁園路 ・歩行者園路
電柱、電線、ガス管、水管、下水道管の設置又は改修及び除去	上記原則に適合する場合は認める。	
木竹の植栽（更新含む）、移植、伐採	上記原則に適合する場合は認める。	
木竹の伐根	遺構等の整備に伴う場合、根が地下遺構に悪影響を及ぼしている場合、残置した場合に危険と判断される場合は認める。	
土地の形状変更	史跡の保存、活用のための整備に必要な場合、災害防止、災害復旧の場合は認める。	

(5) 現状変更許可を要しない行為

文化財保護法第 125 条第 1 項のただし書きに、現状変更については、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合はこの限りではない、と規定し、同条第 2 項では、維持の措置の範囲は文部科学省令で定め、次の通りです。

①維持の措置

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 10 号）第 4 条に基づく「維持の措置」の範囲は以下のとおりです。

- ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。石垣・石積み等については、1 石程度はずれた際に元の位置に戻す行為
- ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- ・ 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

②非常災害のために必要な応急措置

- ・ 史跡の範囲において地震や台風、火災等の非常災害の際の被害箇所の応急措置や、石垣の崩落や土塁の土砂流出など、き損の拡大を防止するための応急措置。
- ・ 立ち入り禁止柵や立ち入り禁止表示などの工作物の設置。
- ・ 被災後に更に崩壊その他の危険性のある工作物等、樹木や土砂等の除去。
- ・ 被災した来訪者の避難・安全確保のための仮設物の一時的な設置等。

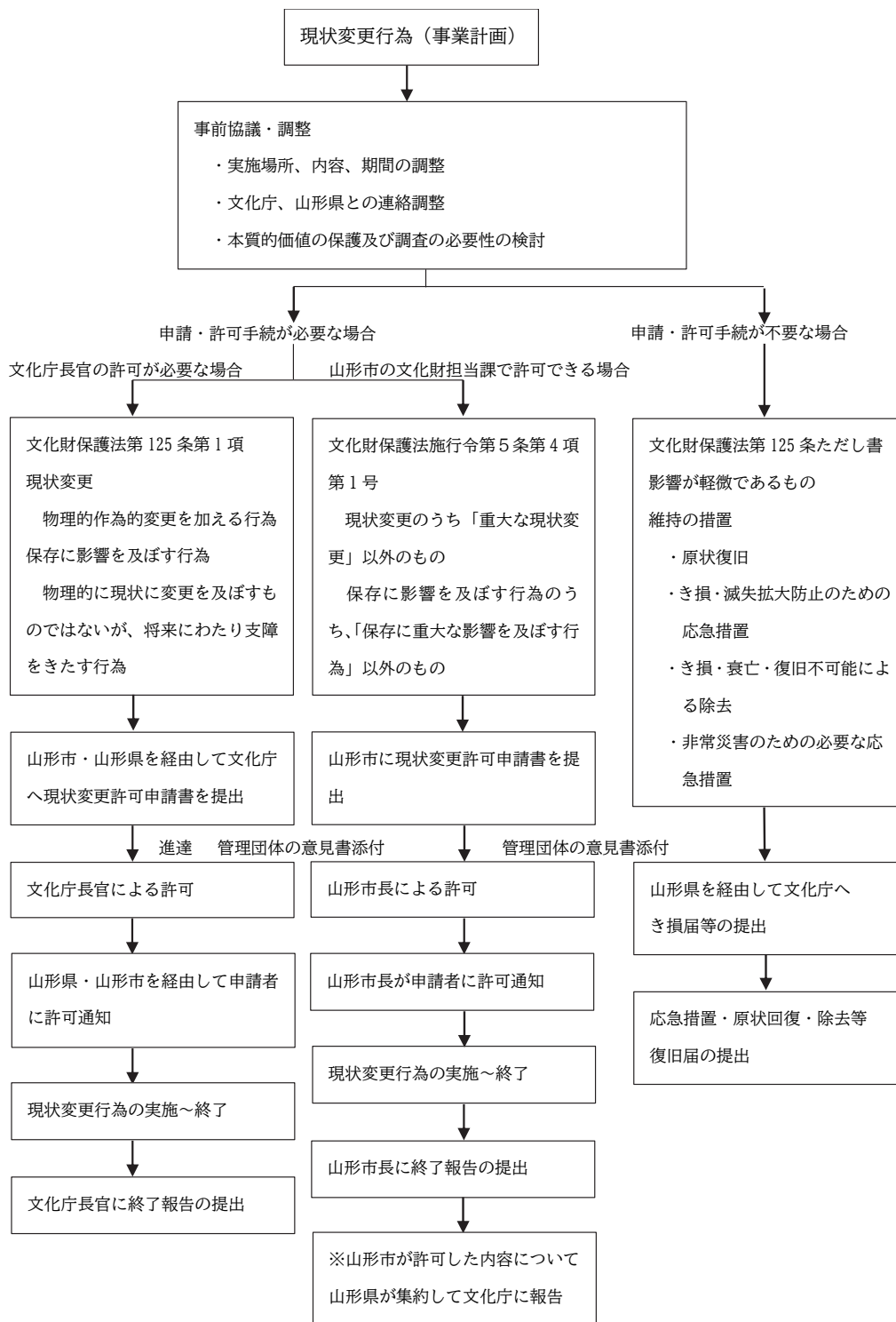


図 6 - 1 現状変更申請等の手続フロー

③ 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微な場合

- ・保存活用のための小規模工作物の地上部分に対する軽微な補修。
- ・土地の形状変更を伴わない一時的な仮設物の設置。

④ 日常管理

- ・植生の日常的な管理（除草、剪定、落ち葉処理、枯損木処理、添木等の設置、病虫害駆除等）。
- ・地表面及び施設等の清掃及び園路の陥没などの部分的な補修や、園路付帯施設（車止め等）の既存施行範囲内における軽微な補修。
- ・二ノ丸堀の水質維持のための設備の軽微な補修及び水量管理と浮遊物除去。

第7章 史跡山形城跡の活用の方向性と方法

1 活用の方向性

(1) 公開による活用

- ①史跡指定地は、原則として公開し、来訪者の安全に配慮したうえで利活用をすすめます。
- ②調査研究の成果に基づき、山形城跡の本質的価値を顕在化することを主な目的として史跡の来訪者が十分に学び、体験することができるよう積極的な活用方法を検討します。

(2) ガイダンス施設等による活用

- ①ガイダンス機能を持つ施設が分散していますが、拠点となる施設を整備するとともに関連施設はサテライトとして役割分担しながらガイダンス機能を高めます。史跡の本質的価値である歴史的な重層性があることなどについて、来訪者の理解を促進させるためのガイダンス機能を強化します。また、来訪者の導線を検討し、広場、園路及びサイン等の整備を図ります。

(3) 情報発信の促進

- ①史跡指定地と市街地に広がる三ノ丸・城下町を連携させたコンテンツを提供していきます。

(4) 学校教育・社会教育と連携する活用

- ①学校教育や社会教育分野との積極的な連携を図り、地域における山形城跡の本質的価値の理解を深め、歴史と文化の学びの場として活用するとともに、史跡の保護や価値の継承に携わる人材の育成を図ります。

(5) まちなか活性化の拠点としての活用

- ①地域の代表的な史跡であり、山形駅に近接した市中心部に立地していることから、史跡としての保存を図りながら、観光振興や中心市街地の活性化等に向けた積極的活用を図ります。

2 活用の方法

(1) 全体に係ること

ア 公開による活用

- ①山形城跡の発掘調査で出土した遺物や調査研究の成果について、一般向けの発掘調査現地説明会等を行い山形城跡に対する理解や関心を高める機会を設けます。

イ ガイダンス機能の集約と充実

- ①史跡山形城跡の本質的価値について、史跡の来訪者が十分に学び・体感する拠点としてのガイダンス機能の拡充と、現在、いくつかの施設等に機能が分散しているガイダンス機能を集約し活用を図ります。
- ②広域な史跡山形城跡では有益な便益施設の検討が必要であり、便益機能を兼ねたガイダンス施設を設置するとともに、広大な史跡における導線と関連付けます。史跡内各所に配置した解説板はわかりやすい表現に努め、既存のものは更新時に内容を改めて検討します。
- ③上記のガイダンス施設が設置されるまでの間は、既存の展示施設である二ノ丸東大手門櫓

や山形市郷土館、最上義光歴史館、やまがたクリエイティブシティセンターQ1文化財展示室などにおいて山形城に関する情報を展示・公開します。

ウ 情報発信の促進

- ①パンフレット、ガイドブックなどの印刷物や、ホームページ、SNSなどのデジタルコンテンツにより史跡山形城跡の価値や魅力の情報発信を継続して行います。
- ②情報は写真や図を多用し視覚的にわかりやすい内容となるよう努めるとともに多言語化対応を行います。
- ③失われた本丸御殿や櫓などの城郭建造物をはじめとしたかつての山形城の様子を視覚的に理解する手段として、すでに作成したAR（拡張現実）・VR（仮想現実）を効果的に活用します。
- ④指定地外の旧三ノ丸跡及び城下町に存在する、山形城跡の関連個所と連携させた街歩き等の体験型活用方法について検討します。

エ 学校教育・社会教育と連携する活用

- ①学校教育に関しては、教育委員会や学校と連携し、史跡山形城跡の価値や魅力について学ぶ機会や方法や自発的な探究活動の場として活用できるよう検討します。
- ②社会教育に関しては、多様なニーズに応じた学習機会の充実を図るため、体験学習プログラムについて検討するとともに、見て・触れるための機会の創出に努めます。

オ まちなか活性化の拠点としての活用

- ①本質的価値の保存に努めながら、まちづくりの拠点施設として観光コンテンツや市民の憩いの場としての活用方法を検討し実施する。
- ②山形駅から山形城跡への誘導導線を確立し、城内に所在する二ノ丸東大手門櫓や、市郷土館など各コンテンツへの誘導を図り、来訪者増加に努めます。

（2）本丸及び二ノ丸に係ること

ア 公開による活用

- ①史跡山形城跡は指定範囲の本丸・二ノ丸が都市公園でもあるため、原則公開します。現在整備に伴い公開ができていない場所については、計画的な整備の進展とともに順次公開し活用を図ります。
- ②本丸御殿跡に所在する近世初頭の最上氏時代の遺構群については、公開活用に向けて検討します。また、近世前期以降の時期の御殿の様相についても、公開活用に向けた整備を検討します。

イ 観光誘客の促進

- ①史跡山形城跡の本丸・二ノ丸は、都市公園「霞城公園」として広く市民・地域住民等に親しまれてきた歴史があります。平城としてほぼ平坦で広大な城内では、これまでもイベント等の会場として活用されてきており、今後も各種イベント等の場としての活用を図ります。
- ②サクラは、春の霞城観桜会として最大のイベントとして定着しているため、今後も山形市の観光資源として活用します。

ウ 都市公園としての活用

- ①霞城公園は、都市部の中心的な公園と身近な緑地として、憩いの場、集いの場及び遊びの場として多くの市民に活用されており、今後も市民生活に寄り添った活用の継続を図ります。

（3）三ノ丸指定地に係ること

ア 交流人口の拠点としての活用

①三ノ丸については保存管理を優先しつつ、今後の活用方法について検討します。

(4)三ノ丸指定地外・城下町地域に係ること

ア まちづくり拠点としての活用

①山形城と城下町は、「山形市文化財保存活用地域計画」において、文化財保存活用区域「重層的な歴史を刻む中心市街地」に設定された上で、街歩きや景観形成に向けて取り組むことになっているため、当該計画に沿って、活用に取り組むものとします。

第8章 史跡山形城跡の整備の方向性と方法

1 整備の方向性

(1) 保存のための整備

- ①史跡の本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を維持するために必要な場合は、保存を目的とした整備を実施します。
- ②保存のための整備は、本質的価値の維持を優先としつつ、本質的価値に準ずる価値の重要性や、安全性の確保についても検討を進めます。
- ③昭和 59 年に策定した「霞城公園整備計画書」については、これまでの計画や整備をふまえ、本計画において示す大綱に則した整備内容となるよう改定を検討します。
- ④発掘調査などの調査研究を基に、本質的価値をより深く伝えるための整備を行います。

(2) 活用のための整備

- ①史跡の本質的価値を顕在化し、公開活用を主な目的とした整備を行います。
- ②すべての来訪者が、安全かつ快適に利用できるよう、各種施設等の整備を行うとともに、ユニバーサルデザインや防災及び防犯対策を取り入れた整備を行います。
- ③史跡にふさわしい歴史的景観に配慮しつつ、既存の樹木景観とも調和した憩いの場の機能を有する施設を計画的に整備します。
- ④広域避難場所としての機能について、史跡の歴史的景観に配慮したうえで整備を検討します。
- ⑤A及びB地区は、山形市を代表する観光地であるとともに、市民には「霞城公園」として親しまれているため、すべての来訪者が様々な学びと体験ができ、また、憩いとやすらぎが得られる施設の整備を実施します。

2 整備の方法

(1) 全体に係ること

ア 保存のための整備

- ①植栽の整備にあたっては、遺構の保護に配慮しながら実施します。
- ②史跡山形城跡の植栽に関しては、地下の遺構及び地表に顕在化している遺構の保存及び復元した法面の保護を優先し、必要な地被植物や低木等を遺構に影響を与えない範囲で整備します。
- ③史跡山形城跡の遺構に関しては、検出遺構の状況に応じ、現地保存または公開保存のための整備を実施します。整備のための掘削時は、遺構を損傷しないように留意し作業を実施します。

イ 活用のための整備

- ①広大な史跡山形城跡の見学・体験等の起点もしくは総括の場として、ガイダンス施設を整備します。ガイダンス施設には、山形城の歴史、立地や城郭としての特徴などの基本情報のほか、出土遺物や最新の調査研究の成果を紹介し、歴史の学習や観光としての魅力を伝える機能を備えることとします。また、同施設は本質的価値の重層性についてわかりやすく伝えることに重点を置くとともに、山形城の城郭としての広さを伝える内容の充実を図ります。な

お、ガイダンス施設は、最上義光歴史館やクリエイティブシティセンターQ1 等と連携し、三ノ丸・城下町と連携した活用の拠点として位置づけます。

②史跡山形城跡のサイン（解説・案内）は、景観に調和した統一的なデザインとします。サインは図・写真を多用し、視覚的にわかりやすい表現を目指します。設置に関してはユニバーサルデザインに配慮し、多言語化に対応した機能を含んだものを検討します。サインの素材は耐候性があり、内容の更新が容易なものとしします。また、広い二ノ丸内及び指定地の三ノ丸堀土塁跡との回遊性を目的としたサインを検討し、導線整備と併せ求心性（ガイダンス施設・本丸御殿跡）を意識したサインの配置や内容を検討します。

③史跡のライトアップについては、景観と調和した照明装置による夜間景観の創出に努めます。

④史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存活用の際し、利用者等の安心・安全を担保するための防災対策について検討を進めます。また史跡の活用等の際に必要な防犯対策として、警備体制の強化を図ります。

（２）本丸に係ること

ア 保存のための整備

①復元整備した堀、土塁、石垣などについては、定期的な維持管理を実施しながら、修理などの必要性が発生した場合は、元の状態への復旧を行います。

イ 活用のための整備

①本丸と二ノ丸は、原則として一体として扱いながら本質的価値を活かした整備を進めます。

②本丸は、近代以降に堀の埋め立てと地表面の削平を受け表出遺構はなくなりましたが、発掘調査などの調査研究を基に堀土塁及び石垣の復元整備を継続して行います。

③本丸御殿跡の遺構等は保存を前提に、全国的に稀な近世初頭の最上氏時代の御殿関連遺構の一部について、覆屋等の保存施設を設置し主要な遺構を露出展示する活用方法を検討しています。その他同じく近世初頭の遺構群の一部は埋め戻し保存によるレプリカ設置等平面展示も試案としてあるほか、近世前期以降の本丸御殿については平面図が存在するため、平面表示等についても検討します。本丸一文字門・北不明門石垣は調査研究を基に復元を行い、本丸堀土塁についても発掘調査の成果を検討し保存したうえで、復元整備します。このことにより、本丸御殿では近世初頭の最上氏時代についての歴史を紹介し、本丸の周縁から本丸城門・堀土塁では近世前期以降の大改修した姿についての歴史を紹介する、歴史の重層性について理解を深める工夫による活用整備を検討します。

（３）二ノ丸に係ること

ア 保存のための整備

①今後作成予定の石垣カルテをもとに、き損の可能性が高いと判断された石垣は適切な範囲で修理方法等を検討します。なお、石垣修理に関しては、文化庁文化財部記念物課 2015『石垣整備の手引き』に準拠します。

②復元建造物については自動火災報知器、赤外線センサー等の消防設備や防犯設備を点検及び整備を実施します。

イ 活用のための整備

①本丸と二ノ丸は、原則として一体として扱いながら本質的価値を活かした整備を進めます。

②二ノ丸は城門及び堀土塁等現存の遺構が保存されてきましたが、土塁天端の隅櫓台石垣及び土塀礎石を発掘調査の成果により修理及び顕在化を図ります。また広大な公園内を占め

る三ノ丸については、発掘調査を計画的に行い地下遺構の保存状態の確認と記録を行い、その保護に配慮した整備を行います。

③史跡山形城跡は、都市公園として災害時の広域避難場所に指定されていることから、災害発生時を念頭においた機能の整備について検討します。

④霞城公園は、市民の憩いの場及び活動の場であると共に、学校教育及び社会教育の場、山形市を代表する観光地として総合的に利用されています。公園施設の整備は、史跡の保存や景観に配慮します。子ども、高齢者及び障がいのある方など、すべての来訪者が楽しみながら様々な学びと体験ができ、また、やすらぎと憩いの場となるよう、配置や内容、緑量の確保を検討した上で整備を図ります。特に子どもたちが、遊びを通して山形城や歴史を学び・体験ができる施設を検討します。なお、公園施設は、ユニバーサルデザインに基づき整備します。

(4) 三ノ丸指定地に係ること

ア 保存のための整備

①孕み・石材の脱落がみられる石積みについて、土地の境界を明確にしたのちに、どのような方法で崩落を防止するか検討し補修します

イ 活用のための整備

①西側を走る都市計画道路の拡幅のスケジュールなどと勘案しながら、どのような整備が価値を明確化し、城郭の遺構であることを感じることを検討します。

第9章 史跡山形城跡の運営・体制の方向性と方法

1 運営・体制の方向性

- (1) 市役所の関連する観光やまちづくり、教育などの関連部署と連携を強化します。
- (2) 文化財関係機関をはじめ、防災、観光、学校、市民団体等の多様な主体と連携して、効果的な運営・体制を整備します。
- (3) 史跡山形城跡の保存活用を推進するのにあたり、有識者から指導助言を得られる体制を引き続き構築します。
- (4) 大学等の研究機関と連携していきます。
- (5) 国や県との連携を継続して図ります。

2 運営・体制の方法

- (1) 史跡指定地の保存活用は山形市が適切に実施することを基本とします。そのため、確実な事業実施のために、埋蔵文化財及び文献史料等の調査研究は文化創造都市課が担い、史跡の保存管理及び整備事業は公園緑地課が行う体制を保持し、活用事業に関しては両課を中心としたうえで、観光や防災、まちづくり、教育などの関連部署と協働で事業を推進する体制を構築します。
- (2) 観光関連の活用やボランティア団体との連携については、山形市観光協会をはじめとする関係団体との協働体制を構築していきます。
- (3) 現在、史跡の維持管理は市が直接行っていますが、史跡への理解や愛着の促進、効率的な整備の推進に向けて、市民や団体などが関わりながら実施する方法を検討します。
- (4) ガイダンス施設等の運営と維持管理については、民間活力の導入を検討します。
- (5) 本計画に基づき史跡山形城跡の保存を適切に行い、活用・整備を進めていくにあたり、有識者で構成された会議に引き続き意見・助言を求めます。
- (6) 文化庁・山形県からの意見・指導を得るため、連絡調整・情報共有を継続していきます。

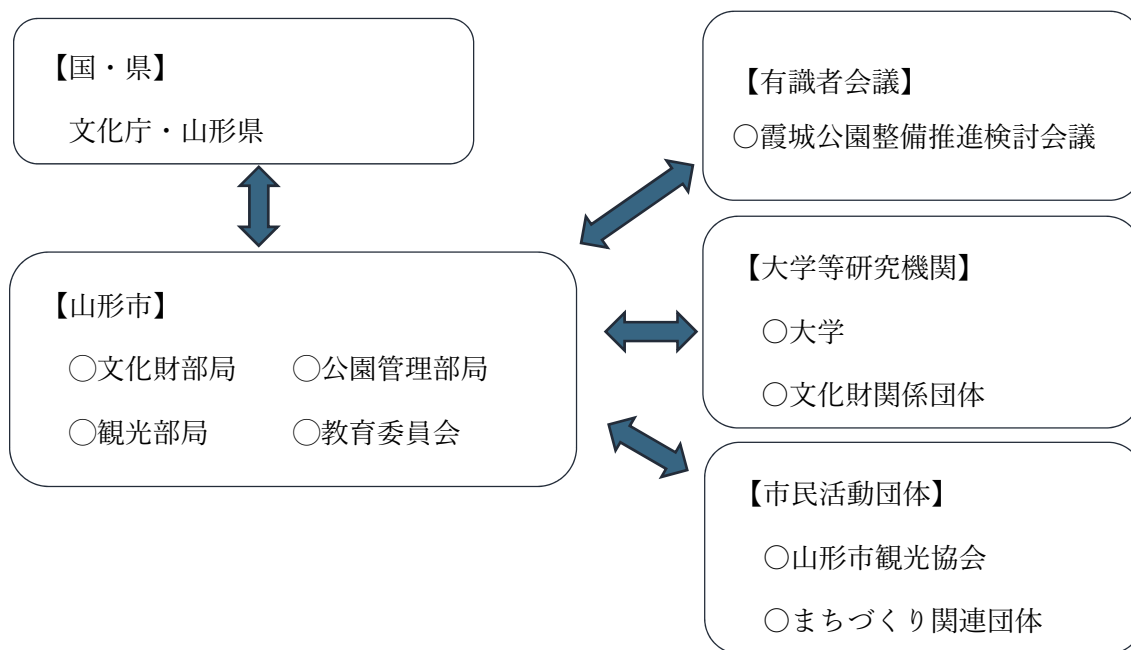


図9-1 史跡山形城跡における運営・体制関連図

第10章 施策の実施計画の策定

1 施策の実施計画

第5章の大綱と基本方針、第6章から第9章までの保存、活用、整備、運営・体制における各方向性と方法において実施すべき施策とそれらの実施期間を整理します。

施策には、今後概ね10年間を実施期間とする施策を短期に実施すべき施策とし、10年以上の実施期間を要する施策あるいは永続的に施していく施策を中・長期に実施すべき施策として分けます。

表10-1 施策の実施計画一覧表

施 策	計 画 期 間		
	短期5年 (R8-11)	中期10年 (R12-15)	長期 R16以降
保存における施策			
法に基づく価値の保存			
・ 遺構を露出展示して保護するための覆屋等の整備検討			
・ 保存活用に有効でない公共施設等の移転・撤去			
・ 日常観察によるき損の早期発見と応急措置実施及び復旧工事実施			
・ 保存活用に有効な諸要素の維持と改修			
・ ニノ丸堀の水質の維持・定期清掃並びに対策検討			
調査研究の継続			
・ 計画的な発掘調査と歴史資料調査の実施			
石垣や復元建造物の安全性の確保と防災・防犯の強化			
・ 石垣カルテによる現状把握と防災対策			
・ 消防設備の保守点検継続			
・ 公園及び復元建造物の警備強化・修繕及び改修			
植生の適切な維持管理			
・ 本質的価値に準ずる価値としての近代樹木等の維持管理			
・ 近世の景観を構成する樹木の保全			
・ 植栽の日常点検と植生管理			
活用における施策			
公開による活用			
・ 未公開地区の整備促進			
・ 本丸御殿跡の最上氏時代遺構群の公開活用の検討			
・ 発掘調査現地説明会の開催			
・ ニノ丸東大手門等を活用した出土遺物公開の実施継続			
諸施設の設置による活用			
・ 山形城跡のガイダンス施設集約・機能分担及び便益施設整備の検討			
宣伝による活用			
・ 印刷物・デジタルコンテンツでの発信と、既存AR・VRの効果的活用			
学校教育・社会教育と連携する活用			
・ 学校教育及び社会教育とニーズに応じた体験プログラム開発			
運営による活用			
・ 観光イベント会場としての活用拡充検討			
整備における施策			
保存のための整備			
・ 本丸及びニノ丸地区の本質的価値の整備（保存・活用）の実施			
・ 地表・遺構保護に配慮した植栽整備の実施			
・ 三ノ丸地区の今後の整備検討			
・ 石垣危険箇所へ適切な修理の検討			
・ 本丸地区における近世前期以降の堀・土塁及び石垣の復元整備の実施			
・ ニノ丸土塁の石垣等修理・維持継続と、遺構に配慮した整備実施			
・ 復元建造物の消防設備等及び防犯設備の点検継続			
活用のための整備			
公開による活用			
・ 本丸御殿跡の最上氏時代遺構群の公開活用の検討			
・ 本丸御殿跡における近世前期以降の御殿平面表示の整備検討			
諸施設の設置による活用			
・ 本質的価値を解説するガイダンス施設の整備			
・ 遺構の保存及び復元法面の保護に必要な植栽の整備			
・ ユニバーサルデザインを取り入れた公園施設の整備			
・ 景観と調和した照明設置による夜間ライトアップ景観の創出			
・ 災害発生時に備えた避難場所機能整備の検討			
・ 憩いの場並びに健康増進の場となる緑地や休憩施設等の整備検討			
運営・体制における施策			
・ 観光・防災・まちづくり・教育等関連部署との連携体制構築			
・ 山形市観光協会等との協働体制構築			
・ 史跡関連施設の運営と維持管理に民間活力の導入を検討			
・ 活用整備に係る有識者体制の維持			
・ 有識者会議との連携継続			
・ 文化庁・県との連絡・情報共有体制の継続			

第11章 経過観察

1 方向性

第5章の基本方針、第6章から第9章までの保存、活用、整備、運営・体制について、それぞれの取り組みを将来にわたって継続的に取り組む必要があります。そのためには本計画の進捗状況を定期的に経過観察し、その達成度や社会情勢などの変化への対応を分析・検証し、新たに生じた課題を改善していくことが求められます。

2 方法

(1) 自己点検

史跡の保存活用について、第5章の基本方針、第6章から第9章までの保存、活用、整備、運営・体制について、それぞれの取り組み状況と達成度を把握するために、「史跡の自己点検表」(11-1表)を用い事務局にて経過観察を実施します。点検表については『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』(文化庁文化財部記念物課 2015)掲載の自己点検表を用い、状況の変化に応じて項目の追加修正等を検討します。

(2) 外部への報告、意見聴取

史跡の自己点検表及びその検証結果は、霞城公園整備推進検討会議等にも諮り本計画を見直す際に反映させます。また保存、活用、整備、運営・体制のそれぞれの取り組みに関して、文化庁及び山形県、有識者で構成された委員会への報告等は随時継続します。

(3) 事務局での検討

史跡の自己点検を基に、事務局で検証を行います。史跡の保存、活用、整備、運営・体制の取り組みについて、それぞれの進捗と新たな課題の把握及び解決策を検討します。また外部の聴取意見を事務局の検討策に反映させ、事業の短・中・長期実施計画の見直しに向けて整理します。

(4) 改善

事務局での検討を基に、短期計画に反映させることが適当と判断されるものについては、適宜改善を図ります。

3 5年目の見直しの必要性についての検討

本計画は10年の実施期間を定めるが、中間年次の5年目をめどに必要性や社会情勢などの必要性を勘案し、状況により計画の改定を検討します。

表 11-1 史跡の自己点検表（案）

史跡の名称	史跡 山形城跡				
管理団体	山形市				
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(1) 基本的情報に関する こと	ア) 標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	ウ) 説明版は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関する こと	ア) 保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ウ) 保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存に関する こと	ア) 本質的価値について発掘調査を基にした研究はできているか	1	2	3	
	イ) 遺構の保存と環境の維持への対策はできているか	1	2	3	
	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	エ) 本質的価値の日常観察はされているか	1	2	3	
	オ) 災害対策は十分されているか	1	2	3	
	カ) 保存活用に有効でない公共施設等の移転・撤去は計画的に行われているか	1	2	3	
(4) 管理に関する こと	ア) 日常的な管理はされているか	1	2	3	
	イ) 特別な技術等が必要な部分の管理はなされているか	1	2	3	
	ウ) 史跡等周辺の環境保全や防災・防犯対策は適切に行われているか	1	2	3	
	エ) 条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
(5) 公開、活用に関する こと	オ) 保存活用計画に基づいて管理が適切に実施されているか	1	2	3	
	ア) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	ウ) 市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	エ) 指定地と指定地外の三ノ丸・城下町と連携した活用策が創出されているか	1	2	3	
	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	カ) 体験学習等の場として活用されているか	1	2	3	
	キ) パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	ク) ガイドボランティアに対して、また、パンフレット等内容更新はされているか	1	2	3	
	ケ) 外国人向けの対応はなされているか	1	2	3	
	コ) ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
(6) 整備に関する こと	ア) 整備基本計画の改訂は行われているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	エ) 遺構の露出展示等の計画に対する技術的検討は行われているか	1	2	3	
	オ) 活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	カ) 多言語に対応した整備が行われているか	1	2	3	
	キ) 整備において、本質的価値と本質的価値に準ずる価値の整合性は適切に行われているか	1	2	3	
	ク) 整備においてユニバーサルデザインに沿った検討がなされているか	1	2	3	
	ケ) 本質的価値の保存とともに、都市公園としての機能の整合性が検討されているか	1	2	3	
(7) 運営・体制・連携に 関すること	ア) 運営については、適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 体制については、十分であるか	1	2	3	
	ウ) 他部署との連携については、十分であるか	1	2	3	
	エ) 地域との連携については、十分であるか	1	2	3	
(8) 予算に関する こと	ア) 予算確保のための取り組みはあるか	1	2	3	

文化庁『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（平成 27 年 3 月）を基にした史跡山形城跡の自己点検表

史跡山形城跡保存活用計画

令和8年3月25日

発行 山形市

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

電話 023-641-1212（代）FAX023-624-9618

URL bunka@city.yamagata-yamagata.lg.jp

印刷 坂部印刷株式会社

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5番3号

電話 023-631-2056 FAX023-631-0649
